

**北本市立石戸小学校
いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和7年4月8日
北本市立石戸小学校**

目次

はじめに.....	1
第1 石戸小学校いじめ防止基本方針の策定.....	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	3
2 重大事態への対処.....	7
（1）重大事態への対処の流れ.....	7
（2）北本市教育委員会又は本校による調査.....	8
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	12

はじめに

本校では、学校教育目標である「かしこく」（確かな学力）「やさしく」（他者とともによりよく生きようとする力）「力づよく」（心身の健康・体力）の具現化に向け、日々の教育活動に取り組んでいる。特に地域と連携・協働した様々な体験活動を重視し、人に触れ、自然に触れ、互いに認め合える豊かな心の育成に努めている。しかしながら、友だち関係の中に集団対個人や、平等さを欠く関係などが見られる側面もあり、時として自分中心の言動が友だちとのトラブルへ、さらにいじめへと変わってしまうこともあり得る。また、昨今はインターネットを介し、SNSによるいじめが行われるなど、直接的に児童等を攻撃するいじめだけではなくてきている。SNSにおけるいじめは、従来のいじめと異なり、いじめの発見や解消が難しく、従来以上にきめ細かい指導と観察が必要である。

すべての教職員がいじめ防止等を切実な問題としてとらえ、真剣に取り組まねばならない。そのために早期発見・早期対応を旨とした対応を充実させ、関係機関との連携・専門家の活用等を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていかなければならない。

北本市教育委員会では、法や埼玉県いじめ防止基本方針を受け、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進し、いじめの問題に対応するために、「北本市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「北本市いじめ防止基本方針」という。）」を定めた。

以上を踏まえ、第13条の規定に基づき、本校の実情に応じた「北本市立石戸小学校いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「石戸小学校基本方針」という。）を定める。

第1 石戸小学校基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

※「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

※「重大事態」とは、次のことをいう。

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）

イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)

石戸小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策における基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

ア いじめは、「どの子供にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを職員は十分認識する。

イ いじめは絶対に許されるものではなく、いじめる側が悪いことを共通理解する。

ウ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も「いじめる行為」と同様に許されないものである。

エ いじめへの危険信号を感知するため、学校生活のすべてにおいて職員は常にアンテナを高くする。感知した問題に対して速やかにきめ細やかで親身な対応を行う。

オ いじめは学校以外の場所でも起こりうるものであり、家庭との連絡・相談を密にした対応に努める。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

ア いじめ防止に向け、学校が発信基地となり、各種たより、ホームページ、メール配信等多くの手段により、いじめ防止への啓発活動を進める。

イ いじめ防止に向け、児童自らが真剣に考える機会として、児童会を中心に全校児童がいじめ防止に向けた宣言等を行う。

更に、取組の実効性を高めるため、「石戸小学校基本方針」が、本校の実情に即して的確に機能しているかを点検し、年度末等定期的な見直しを行う。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「石戸小学校

いじめ対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置する。

問題対策委員会は、本校の児童理解支援委員会を母体とし、管理職、教務主任、学年主任、児童理解支援主任、教育相談主任等の中から充て、個々の事案に応じて学級担任も加えることができるものとする。

対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に進める際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家（ＳＣやＳＳＷ等）、弁護士、医師、教員・警察官経験者、ＰＴＡ、地域の代表者など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的にいじめ問題の解決に資するよう工夫する。

また、対策委員会は、実際に「いじめ若しくはいじめと疑われる事案」が発生した時の事実確認や重大事態が起きた時の調査実施組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、北本市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、北本市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、北本市教育委員会のいじめ問題対策連絡協議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ・ 石戸小学校いじめ防止基本方針に係る取組の評価及び当該方針の見直し
- ・ 年間指導計画の作成及び計画の実行、検証、修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割及び情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の対応及びいじめと認められる事案への対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、北本市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

いじめの防止

いじめはどの児童にも起こり得るという認識を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の指導に取り組む。未然防止の基本として、児童が豊かに心を通じ合わせるコミュニケーション能力や規律ある態度を育み、授業や行事において主体的に参加・活躍できるような学習環境づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や所属感を育むことにより、いたずらにストレスにさらされることなく、素直に互いを認め合える人間関係を築き、それを基盤とする校風をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も留意すべきことは「何も起こっていない時の指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が日常の指導について謙虚・真摯に振り返る。

- ① 児童の悩みを親身に丁寧に受け止め、児童が表すサイン・予兆をあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生し得るという危機意識を常に持って当たる。（「“もしかして”の視点」）
- ③ いじめられている児童を守り抜くことを最優先に指導・支援を進めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合もある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な表現が「いじめ」の発生を容認している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を容認している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

最後に、教師は児童等に対して体罰を加えたり、児童等の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりする言動を伴う指導をしてはならない。

(イ) 学級づくり（学級経営）

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、「学級づくり」（学級経営）がとても重要であることから、

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・ 一人一人の居場所をつくる。
 - ・ 観察し、見守る。（「いつもどこかで先生は見守ってくれている。」）
 - ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」

というエネルギーがわいてくる。)

- ・ 自分のよさと共に他者がもつ自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくためのソーシャルスキルや社会性を育てる。
- ④ 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ防止の活動を支援するなど、意図的意識的な学級づくりを全校的に進める。
- ⑤ 教師は、LGBTや外国籍の児童等など、差別や偏見を受けやすい児童等はいじめの被害者になりやすいことを認識し、学級全体が多様性を認める雰囲気を醸成するように指導を行う。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

一方、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それがさらなる意欲につながり、進んで課題を見つけ、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして改善・解決することを通して、豊かな心やたくましく生きぬく力を身に付けることができる。

そこで「学ぶ喜びを味わわせる授業」を工夫・展開することが、いじめを防止する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

また、学習指導にあたっては、教師が発達障害に対して理解をしていることが重要である。発達障害がある児童等は、いじめの加害者や被害者になりやすい傾向がある。教師がその障害に応じた対処を行うことで、いじめの未然防止につながる可能性がある。教師は、日常の児童の様子をつぶさに観察し、特別支援教育担当教員と連携を取りながら、児童等の理解に努めることで、いじめの未然防止につながるという認識をもつことが重要である。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働きかけが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多く、保護者同士の親和的な関係が重要である。そこで、学級懇談会等を活用して、学級担任等がコーディネーター役となり、保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や未然防止及び発生時の対応について話し合う場づくり等を工夫する。また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての理解を深め、啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童がインターネット上のいじめに遭遇したり、関わったりしないよう情報モラルの指導を図る。

- ①学級活動等を活用して、4 学年以上の児童対象にネット問題についての講演会等を毎年度実施する。また、学級活動等では「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料を活用し、指導の工夫を図る。
- ②児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発を進めるため、関係資料の配布や、保護者対象ネット意識啓発講演会を併せて実施する。
- ③一度インターネット上に掲載された記述や画像については、それらが容易にコピーされ、半永久的にインターネット上に残ること、また、インターネット上に掲載された記述や画像は、第三者が閲覧可能であることによって、新たないじめを生む可能性があること等のインターネットの特性を、保護者や児童等が理解できるよう継続して努める。

イ 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合が多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の観察・見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や信号を見逃さないよう「アンテナ」を高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査（「なかよしアンケート」等）や月例や随時の教育相談・面談日の設定の実施等により、児童がいじめを打ち明けやすい体制を整え、いじめの実態把握に一層取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見・早期対応に努める。

- (ア)「I' s 2 0 1 9」にある「いじめ発見のチェックシート」を活用し、該当する項目や内容等があれば積極的に声を掛け、状況の聴取・確認を行う。該当する項目が複数ある時には、生徒指導主任や学年主任等に相談する。
- (イ)「I' s 2 0 1 9」にある「いじめの早期発見」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ)「I' s 2 0 1 9」にある「いじめを認知した際の具体的対応」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた組織的対応、家庭・地域との連携・協働の在り方について学校を挙げて工夫・改善に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかな報告・連絡・相談により組織的に対応し、被害児童を守り抜くとともに、加害児童に対しては、当該児童の健全な人格の形成を旨として、教育的配慮の下に毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を記録しておく必要がある。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に、次の点に留意して進める。

(ア) いじめている児童への指導（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが「人間の生き方として許されない」ことを理解させ、直ちにいじめを止めさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童（生徒）への支援（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することがないようにし、本人の自尊心を傷つけないよう、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬ振りをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担やそれらを許してしまう集団の雰囲気をつくることと同じであると気づかせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめについて考える。
- ・ 勇気をもって見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意思による行動がとれるように指導する。
- ・ 「いじめは許さない」という毅然とした教師の姿勢を明確に示す。
- ・ 道徳科の指導をはじめとし、道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動等を通して好ましい集団のあり方や、その中での人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感・各児童の所属意識を育て、高める。

(カ) 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童・生徒が関わる事実があると思われる時には、当該校への通報その他の必要・適切な措置をとる。

(キ) インターネット等でのいじめへの対応

本校は、パソコンや携帯電話、スマートフォン等によりインターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

(ク) 北本市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を北本市教育委員会へ速やかに報告する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ事態発生について報告する。
- エ 本校は、対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかかつ、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告を行う。)
- ク 上記エの調査結果を、北本市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する意見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 重大事態への本校による調査

法第28条を基本とし重大事態への調査を実施する。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

○ 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況を受けて判断する。例えば、

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申し出が児童や保護者からあった時は、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに北本市教育委員会に報告し、主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと北本市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、北本市教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合には、法第28条第3項に基づき、北本市教育委員会との連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、対策委員会を母体とした校内危機対応チーム（対策委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、（弁護士）、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、北本市教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、北本市教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

- ・ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や関係情報を提供

してくれた児童を守ることを最優先とした方法等による実施が必要である。

(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を阻止する。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、(いじめを受けた児童の) 状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針である別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

- ・ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童(生徒)の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

カ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後に引き続き自殺の防止に資する観点から、当該自殺に係る背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を守りつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目的とした上で、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒(児童生徒)の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月生徒(児童生徒)の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校児童及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校児童へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・ 詳しい調査に当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説

明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族との合意を形成しておくことが必要である。

- ・ 調査に係る組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、かつ特定の資料や情報のみに依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響に対する分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 本校が調査を行う場合においては、北本市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシー上の配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺には連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特段の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道に対する提言を参考にする。

また、「Ts2019」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。

キ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、本校の全児童及び保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者に対し心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシー、保護者への配慮に留意する。

○ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・状況や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分留意し、適切に行う。

ただし、いたずらに「個人情報保護を盾に」説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート回答等については、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、当該調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校児童やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、情報提供の内容・方法・時期などについて北本市教育委員会から、必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

調査結果については、北本市長に報告する。

その際、上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の要望・意見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて北本市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、石戸小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、その見直しの結果、必要があると認められる時は、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

いじめに対する初期対応

対応の流れ	教職員の動き等	留意点
1 いじめの情報のキャッチ（認知） 2 報告 憶測を入れずに事実（些細なことも）を報告 1 日目に対応（認知した日）	担任 ← 教職員・保護者・地域 ↓ 情報 担任 → 学年主任 ↓ 報告 児童理解支援主任 管理職 ↓ 指示 担任 些細なトラブルは即時に指導する。	● 小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。 ● 訴えには、「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。
3 事実関係の性格な把握・情報収集 - 当事者からの事情聴取 - 周りからの事情聴取	いじめと認知、判断した場合 ↓ 報告 関係教職員 ↓ 事情聴取 ↓ 被害者 加害者 ↓ 情報の突き合わせ、報告 ↓ 関係教職員 ↓ 報告 管理職 ↓ 指示 ↓ 担任 児童理解支援主任 ↓ 連絡 ↓ 連絡 被害者の保護者へ 「本人が嫌がることをされていて心配なのです。」 加害者の保護者へ 「人が嫌がるようなことを行っていて心配なのです。」	● 訴え、申し出に対してはその日のうちに行動する。 ● 「大丈夫」の発言を鵜呑みにしない。 ● 管理職のリーダーシップを発揮する。 ● 面談の基本的なスタンス 傾聴、共感的理解、適応へのサポート ● 「いじめ」という言葉を慎重に用いる。
4 問題状況の総合的な把握・理解	児童理解支援主任 資料作成、チーム会議の招集	● 事実の経過に沿って情報共有
5 いじめ対策委員会の招集 必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する。 遅くとも認知から3日以内に実施	いじめ対策委員会 校長 教頭 主幹教諭 養護教諭 児童理解支援主任 教育相談主任 児童理解支援部 教育相談部 学級担任 〈目的〉 ・アセスメント（見立て）による指導・援助体制の共有・確立	● いじめを確実に止める。 ● 双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となり、毅然とした態度で対応する。
6 事実の究明と支援・指導（校内危機対応チームの構築・関係機関との連携）	被害者、加害者、周囲の児童への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ、どこで行うのかを明確にする。）	